

有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託

特記仕様書

令和8年8月

有田市 経営管理部 防災安全課

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、有田市（以下、「発注者」という。）が実施する「有田市洪水及び津波ハザードマップ更新業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目 的）

本業務は、和歌山県より新たに公表された「南海トラフ巨大地震 津波浸水想定区域図（令和 7 年度公表）」「中小河川（小規模河川）の洪水浸水想定区域等（浸水区域、浸水深（想定最大規模）」）をもとに、災害対策に関する情報を分かりやすく提供し、市民の自助・共助意識を高め、災害発生時に円滑で適切な避難行動につなげるとともに、被害を回避、又は最小限にとどめることを目的とし、既存の状態からハザードマップの更新を行うものとする。

第3条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- （1）災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- （2）災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- （3）水防法（昭和 24 年号外法律第 193 号）
- （4）河川法（昭和 39 年号外法律第 167 号）
- （5）水害ハザードマップ作成の手引き（令和 8 年 5 月）
- （6）避難情報に関するガイドライン（令和 8 年 3 月）
- （7）避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月）
- （8）和歌山県地域防災計画（令和 7 年度修正版）
- （9）有田市地域防災計画（令和 7 年度修正）
- （10）有田市財務規則（昭和 55 年 3 月規則第 1 号）
- （11）有田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月条例第 9 号）
- （12）有田市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年 3 月規則第 8 号）
- （13）その他関連法令並びに通達

第4条（疑 義）

本特記仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受託者（以下、「受注者」という。）は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第5条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- （1）業務実施計画書
- （2）業務委託着手届
- （3）業務工程表
- （4）その他発注者が必要と認める書類

第6条（品質管理及び情報保護対策）

受注者はデータ等の取り扱いについては、個人情報取扱特記事項を遵守するとともに品質・環境の保持の観点も留意するものとする。データセキュリティ対策に精通し、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏洩のないようにしなければならない。そのため、本業務に適した品質管理、企業としてセキュリティ管理が十分に確立されていることの証明として、以下の認証を取得していることが分かる登録証の写しを業務着手前に発注者へ提出するものとする。

（１）情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の承認

（Information Security Management System：ISMS：JIS Q 27001）

（２）（財）日本情報経済社会推進協会の付与を受けた認証（プライバシーマーク：JIS Q 15001）

（３）（公財）日本適合性認定協会に認定されたマネジメントシステム認証機関から付与を受けた認証（品質マネジメントシステム：JIS Q 9001）

第7条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は必ず借用書（任意様式）を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。

第8条（プロジェクト管理）

受注者は、業務を的確に遂行するため、適切なプロジェクト管理を行うものとする。

また、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、納入成果品の品質に影響すると思われる場合や工程及び進捗に変更が生じるとと思われる場合は、速やかに発注者に報告し、協議を行わなければならない。

第9条（関係機関との協議）

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

第10条（作成データの形式）

本業務において作成する各種地図データについては、以下の測地系及びデータ形式で作成するものとする。

（１）測地系：世界測地系

（２）データ形式：shape ファイル形式

第11条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第12条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。ただし、成果品の作成にあたって開発した処理プログラムについては受注者に帰属するものとする。

第 13 条（履行期間及び納入場所）

本業務の履行期限及び成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

- （１）履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- （２）納入場所 有田市役所経営管理部防災安全課

第 2 章 業務内容

第 14 条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| （１）計画準備 | 1 式 |
| （２）資料収集整理 | 1 式 |
| （３）マップレイアウト方針検討 | 1 式 |
| （４）マップ原案作成（ホームページ公開用データ含む） | 1 式 |
| （５）報告書作成 | 1 式 |
| （６）ハザードマップ印刷 | 13,000 部 |
| （７）打合せ協議 | 1 式 |

第 3 章 洪水及び津波ハザードマップ更新

第 15 条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

第 16 条（資料収集整理）

ハザードマップ作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

＜必要なデータ・資料＞

No	資料名	データ形式	収集先
1	津波浸水想定区域図データ	GIS データ	和歌山県
2	地震被害想定（震度、液状化等）（必要に応じて）	GIS データ	和歌山県
3	有田市に関する各河川の洪水浸水想定区域図データ	GIS データ	和歌山県
4	避難所及び公共施設や防災関連施設に関する資料 ・指定緊急避難所、指定避難所、広域避難場所、津波避難ビル等 ・要配慮者利用施設 ・その他防災関連施設（防災サイレン、水位観測所、河川カメラ等）	施設名称と住所等の位置が分かる資料 (Excel 一覧等)、GIS データがあれば GIS データ	有田市

5	住民への周知が必要と思われる危険箇所（アンダーパス、地下道等）資料	位置が分かる資料	有田市
6	地形図データ（1/2,500、1/10,000 等）	GIS データ	有田市
7	航空写真画像データ（背景図等で使用する場合のみ）	GeoTIFF 形式等	有田市
8	基盤地図情報（地形図データがない場合）	GIS データ（ネットからダウンロード可能）	国土交通省 国土地理院
9	地域防災計画書（最新情報がホームページに公開されていない場合）	Word 又は PDF	和歌山県 有田市
10	その他、ハザードマップに掲載したい情報の資料		適宜

本条で収集した各種災害、避難情報は、GIS データとして整理し、地図を活用したビジュアル的に分かりやすい表現により、基礎資料として整理するものとする。

第 17 条（マップレイアウト方針検討）

前条までに整理されたデータをもとに、マップレイアウト方針として、以下の内容について検討を行うものとする。

（１）地図表示スケール・区割の検討

ハザードマップは、A4 冊子版 32 頁程度又は A1 両面刷りのハザードマップ 2 種類とこれらを収納するポケットファイルを想定しており、各種情報を踏まえ、地図上でハザード情報を表示するに当たり、最適な表示スケール、地区分割等を検討するものとする。

（２）紙面構成案の作成

防災啓発情報や地図表示スケール・区割の検討を踏まえ、ハザードマップを通じて、住民等にどのような情報を伝える必要があるのかについてのマップ作成方針を検討し、地図面と合わせて、紙面構成案を作成するものとする。

（３）記載事項の検討

災害時に住民が円滑かつ迅速な避難が行える情報の提供を図るハザードマップとするため、必要と考えられる記載事項については、「水害ハザードマップ作成の手引き（令和 5 年 5 月）」の内容を反映するものとともに、有効な作成方針を提案し、マップの品質向上を図るものとする。

第 18 条（マップ原案作成）

（１）原案の作成

前条までの作業結果をもとに、ハザードマップの原案を作成するものとする。なお、ハザードマップの原案は、印刷用データとして Adobe 社の illustrator で作成するものとする。

なお、ハザードマップ作成にあたっては、防災情報の伝達・啓発・実践を目的として、住民の「防災力」向上に寄与するものとして有効活用されるよう、地域住民にとって分かりやすいハザードマップの構成及び内容等を提案するものとする。

また、ハザードマップは今後の増刷を考慮し、複製等利用の権利費用が無償かつ受注者への申請不要なものとし、受注者の許可なく増刷できるものとする。

（２）ホームページ公開用データ作成

前項のハザードマップ原案をもとに、有田市ホームページ公開用データ（PDF 形式）を作成するものとする。なお、データ容量等については、発注者と協議の上、決定するものとする。

第 19 条（報告書作成）

本業務による「資料収集整理」から「マップ原案作成」までの内容について、分かりやすく報告書として取りまとめるものとする。

第 20 条（ハザードマップ印刷）

作成されたハザードマップは、住民等へ配布する資料や掲示用資料として印刷するものとする。なお、印刷の詳細は、以下のとおりとし、A タイプまたは B タイプのどちらかを選択して提案することとする。

	ハザードマップ（住民配布用）	
規格	A タイプ	B タイプ
サイズ	A4 冊子版 32 頁程度 （洪水および津波ハザードマップを 1 冊にまとめる）	①洪水ハザードマップ（A1 両面刷り） ②津波ハザードマップ（A1 両面刷り） ③ポケットファイル ※③ポケットファイルに①②を格納
紙質	コート紙 90 kg	①② コート紙 90kg ③ コート紙 135kg
部数	13,000 冊	13,000 セット ※①②③を 1 セットとする
印刷	フルカラー4 色	
校正	文字校正 2 回以上，色校正 1 回以上	
梱包	100 部で 1 包装想定	
納品場所	有田市役所へ一括納品	

第 21 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果物納入時の計 3 回を行うものとするが、発注者または受注者が必要と判断した場合は、適宜協議を行うものとする。なお、業務着手時及び成果物納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第 4 章 成果品

第 22 条（成果品）

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| （１）業務報告書（打合せ記録簿含む、A4 版チューブファイル） | 1 部 |
| （２）電子データ（CD-R 等） | 1 式 |
| ①印刷用データ（illustrator 形式※） | |
| ②ホームページ公開用データ（PDF 形式） | |
| ③GIS データ（shape 形式） | |
| ④業務報告書、打合せ記録簿 | |
| （３）有田市洪水及び津波ハザードマップ | 13,000 部 |
| ※成果品の詳細は、第 20 条に記載 | |
| （４）その他発注者及び受注者との協議により決定したもの | 1 式 |